

10. 性的マイノリティの人権

【人権施策基本方針における目指す姿】

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



【現状と課題】

○性的マイノリティ（性的少数者：セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つに、LGBTという言葉で表すことがあり、恋愛対象が誰になるかという性的指向（sexual orientation セクシュアル・オリエンテーション）と自分の性別をどのように認識するかという性自認（gender identity ジェンダー・アイデンティティ）に分かれています。

LGBT

L：レズビアン（Lesbian）：女性同性愛者

G：ゲイ（Gay）：男性同性愛者

B：バイセクシュアル（Bisexual）：両性愛者

T：トランスジェンダー（Transgender）：生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人

性的指向（sexual orientation）

性自認（gender identity）

※LGBT以外にも多様な性のあり方が存在していると言われています。

SOGI

「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」のアルファベットの先頭の文字を取ってSOGIと表現することがあります。LGBTという言葉は、性的マイノリティの人たちを一つのカテゴリーとして括ことであり、その人たちが特別な存在として印象付けてしまう可能性があります。これに対してSOGIとは、すべての人が持っている、それぞれの性的指向あるいは性自認を意味します。

○大手広告代理店の研究機関が平成30（2018）年に約6万人を対象に実施した調査によると成人の8.9%が性的マイノリティであると推計されています。これは学校に置き換えてみれば、一つのクラス（40人学級）のうち2～3人は当事者であるという計算になります。

○性的指向や性自認は多くの場合、思春期に認識すると言われていますが、学校生活や社会生活で困難に直面する場面では、社会の多数派（マジョリティ）とは異なる者として、今もなお無理解や誤解による偏見や差別が存在しています。

○平成24（2012）年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、自殺の恐れが高い層として「性的マイノリティ」が言及され、平成29（2017）年の「自殺総合対策大綱」には、重

点施策として、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する」等が挙げられています。

○性的マイノリティであるがゆえの生きづらさが自殺リスクの要因になっているため、学校においては、性的マイノリティの子どもへの支援、性の多様性を尊重する教育、保護者への多様な性の在り方に関する情報提供が必要です。また、企業や地域社会においては、正しい知識を啓発し偏見や誤解を解消するためのジェンダーやセクシュアリティの視点に立った人権研修等の取組が必要です。

○平成29（2017）年に「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）が改訂され、いじめが生まれる背景と指導上の注意の中で、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。」と明記されました。

本県では、教職員の理解促進を図るため、学校等において研修等が行われており、今後も引き続き、教職員に対し様々な研修を実施し、機会を捉えて必要な対応などについて、周知していく必要があります。

○鳥取県人権意識調査（令和2年5月）では、身近な人から性的マイノリティであると告白（カミングアウト）を受けたとき、共感したり支援する意思を伝えることができるかについては、「できる」「どちらかといえばできる」と回答した者の割合は53.3%、「できない」「どちらかといえばできない」と回答した者の割合は16.2%となっており、性的マイノリティに関する理解が進みつつあります。

○国内において平成27（2015）年4月、渋谷区が同性カップルを「結婚に相当する関係」と認める「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（同性パートナーシップ条例）」が制定され、令和3（2021）年4月には100を超える自治体で導入されており、県内の自治体でも、制度の導入に向けた動きが見られます。

○平成31（2019）年に世界保健機関（WHO）の総会で、医療機関での診断や治療を必要とするけがや病気などの国際的なリスト「国際疾病分類」を改訂することで合意し、「性同一性障害」について、これまでの「精神障害」の分類から除外し、その名称は「性別不合」に変更されました。（2022年から実行）

○令和元（2019）年の「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワーハラスメント（パワハラ）防止のための雇用管理上の措置が事業主に義務付けられ、職場におけるパワハラに該当する例として、相手の性的指向・性自認に関する言動や性的指向・性自認に関する望まぬ暴露であるいわゆる「アウトティング（※）」の禁止が規定されました。

※本人の了解を得ずに、他の人に公にしている性的指向や性同一性等の秘密を暴露する行動のこと。

○LGBTの方々の生きづらさを解消し、アウトティング対策など、正しい理解促進に向けた取組を進める必要があります。

○なお、令和3（2021）年5月、LGBT等性的少数者をめぐる「理解増進法案」については、国会への提出が断念されました。

○鳥取県の取組として同性パートナーについても、県立病院の入院患者のご家族と同様に、家族面

会や医療同意を認め、県営住宅においても当人の合意契約に関する公正証書等の確認により、入居を認めることとしています。県職員については結婚休暇、介護休暇といった休暇制度、扶養手当などの手当、職員宿舎の利用などの福利厚生において事実婚と同様に制度を運用しており、このような取組を広く周知していく必要があります。

- また、性的マイノリティの方への無理解や誤解による差別、偏見のための生きづらさなどを解決する方策が求められている中、市町村をはじめとする様々な関係機関と連携・協力した当事者支援に関するネットワーク化、相談を受ける相談員の人材育成、市町村、支援者等と連携・協力し、性的マイノリティの方はもちろん、その家族や友人といった様々な人が気軽に利用できるコミュニティスペースづくりを行う必要があります。
- 性的マイノリティの方やその家族、友人等は、行政のどこに相談すればよいのか、相談しても受け入れてもらえるのかなど、様々な不安を抱えています。こうした不安を払拭するために、気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や相談体制の充実を図る必要があります。

【施策の基本的方向】

（１）教育・啓発の推進

学校教育では、多様な性の在り方についての理解や認識を深めるため、児童生徒の発達段階に即して、性の多様性を尊重する教育の充実を図るとともに、誰もが自分の性の在り方を尊重され、自己実現を図っていくことができるための支援体制の充実に努めます。

社会教育では、嫌がらせや侮辱的な言動、雇用における障壁など、具体的な問題を通して、様々なある偏見や差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考えることを大切に教育の取組の充実に努めます。

また、採用等における差別が行われないよう、企業等で性的マイノリティの人権に対する理解を深めるための啓発を推進します。

さらに、各種書類の性別欄など性的マイノリティへの配慮を必要とするものについても県民の理解を深めるための啓発に努めます。

（２）相談支援体制の充実

心身の健康、医療、雇用など日常生活における様々な問題について「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」などの相談体制により、性的マイノリティの方が悩みを相談できるよう県、市町村、関係機関と連携した支援相談員の人材育成等を行うことにより、相談支援体制の充実を図り、生きづらさ、孤立などの解決に向けた、臨床心理、精神療法など医療、福祉、就労、教育、法律などの相談窓口の充実を図ります。

（３）諸課題についての対応

県における同性パートナーの方が等しく行政サービスを受けていただく取組について、市町村等に周知します。

また、市町村、支援者等と連携・協力し、性的マイノリティの方はもちろん、その家族や友人といった様々な人が気軽に利用できるコミュニティスペースの設置及び運営について、積極的な支援を行います。さらに、アウティングの防止や、性別に関わりなく誰もが安心して暮らすことのできる環境整備に関するセミナー、講演会等、性の多様性を認め合う社会の実現に向けた取組を推進します。

なお、性の多様性についての議論は、国において検討が進められていくものであることから、

今後の国の動向を注視しながら、性別や性的指向、性自認を理由とした差別の解消に向けて様々な取組を行います。